

高槻けやきの郷ヘルパーステーション
訪問介護 利用料金表

(2024年4月1日)

訪問介護料金表（要介護1から要介護5）

それぞれの訪問介護サービスについて、平常の時間帯（午前9時から午後6時）での1回の料金は次のとおりです。

		単位数	費用額 (10割分)	利用者負担額 (1割の方)	利用者負担額 (2割の方)	利用者負担額 (3割の方)
身体介護	20未満	163単位	1,766円	177円	354円	530円
	20分以上30分未満	244単位	2,644円	265円	529円	794円
	30分以上1時間未満	387単位	4,195円	420円	839円	1,259円
	1時間以上	567単位	6,146円	615円	1,230円	1,844円
	1時間30分以上30分増すごとに	+82単位	+888円	+89円	+178円	+267円
生活援助	20分以上45分未満	179単位	1,940円	194円	388円	582円
	45分以上	220単位	2,384円	239円	477円	716円

☆上記の身体介護に引き続き生活援助を行う場合、20分から起算して25分を増すごとに65単位（201単位を限度）が加算されます。

		単位数	費用額 (10割分)	利用者負担額 (1割の方)	利用者負担額 (2割の方)	利用者負担額 (3割の方)
身体介護に 引き続き 生活援助	20分以上45分未満	65単位	704円	71円	141円	212円

☆地域加算…（高槻市）4級地 1単位当たり10.84円となります。（上記の金額は地域加算が含まれています）

☆その他…訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数×200/100

※2024年4月・5月 加算（①に加算されます）

特定事業所加算（Ⅱ）	質の高いサービスを提供し、厳しい算定条件を満たす運用を実施している事業所を評価する加算として1月につき所定単位の10%が加算
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	職員の処遇改善のための費用として1月につき所定単位の13.70%が加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	職員等の特定処遇改善のための費用として1月につき所定単位6.3%が加算
介護職員等ベースアップ支援等加算	介護職員の収入を3%程度引き上げるための費用として1月につき所定単位の2.4%が加算

2024年6月以降 加算（①に加算されます）

特定事業所加算（Ⅱ）	質の高いサービスを提供し、厳しい算定条件を満たす運用を実施している事業所を評価する加算として1月につき所定単位の10%が加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	職員の処遇改善のための費用として1月につき所定単位の24.5%が加算

☆その他の加算

		単位数	費用額 (10割分)	利用者負担額 (1割の方)	利用者負担額 (2割の方)	利用者負担額 (3割の方)
初回加算	1月につき	+200単 位	2,168円	+217円	+434円	+651円
緊急時訪問加算	1回につき	+100単 位	1,084円	+109円	+217円	+326円
生活機能向上連携 加算（Ⅰ）	1月につき	+100単 位	1,084円	+109円	+217円	+326円
生活機能向上連携 加算（Ⅱ）	1月につき	+200単 位	2,168円	+217円	+434円	+651円

☆加算について

※初回加算…以下の場合に加算されます。

- ①初めて訪問介護計画を作成した時
- ②介護度が大きく変わった場合（要支援→要介護・要介護→要支援に変更になった時）
- ③2カ月間ご利用がなく、利用を再開した時

※緊急時訪問加算

居宅サービス計画に位置づけられない訪問介護サービスをご利用者またはご家族から要請を受けて24時間以内にサービスを行った場合1回につき加算されます。（身体介護のみ算定）

※生活機能向上連携加算

サービス提供責任者が訪問リハビリ事業所の理学療法士、作業療法士または言語療法士（以下理学療法士等という）による訪問リハビリに同行し、理学療法支給限度額を超えた場合は、利用料金全額ご契約者の負担となります。

訪問介護サービスに関する注意事項

☆支給限度額を超えた場合は、利用料金全額ご契約者の負担となります。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間待でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
- ・早朝（午前 6 時から 8 時まで）：25%
- ・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆2 人の訪問介護員でサービスを行う必要がある場合（※）は、ご契約者の同意の上で、通常の 2 倍の利用料金をいただきます。

（※）2 人の訪問介護員でサービスを行う必要がある場合

- 例）・体重が重い方には対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせてご契約者の負担額を変更します。